

昭和四十五年法律第六十八号

航空機の強取等の処罰に関する法律

(航空機の強取等)

第一条 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取し、又はほしいままにその運航を支配した者は、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(航空機強取等致死)

第二条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(航空機強取等予備)

第三条 第一条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(航空機の運航阻害)

第四条 偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の針路を変更させ、その他その正常な運航を阻害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(国外犯)

第五条 前四条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 第三条ただし書の規定は、この法律の施行後に自首した者がその施行前にした行為について、適用する。

附則 (昭和五二年一月二十九日法律第八二号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和五三年五月一六日法律第四八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。